

航空宇宙防衛産業の企業倫理の実践に関する 国際フォーラムに参加して

「航空宇宙防衛産業の企業倫理の実践に関する国際フォーラム（International Forum on Business Ethical Conduct for the Aerospace and Defense Industry：IFBEC）の第9回年次大会が2018年11月14日、15日の2日間、パリのプルマン・パリ・トゥール・エッフェル・ホテルで開催された。

米国航空宇宙工業会（AIA）と欧州航空宇宙防衛工業会（ASD）所属の欧米主要企業の企業倫理・コンプライアンス責任者や、国際的な利害関係者であるOECD、NATO、欧米政府機関、NGO団体等、前回は大幅に上回る総勢134名が参加し、交流・情報交換が行われた。

IFBECは毎回、航空宇宙・防衛・セキュリティ業界に影響を及ぼす最新の倫理及びコンプライアンスの問題や、業界の新しい課題にどのように対応すべきかをテーマに取り上げており、今回はEUから発信された一般データ保護規則、OECDによる国際贈賄防止規則の進化等が取り上げられた。SJAC企業倫理委員会から鈴木委員長（三菱重工業）とともに参加の機会を得たので、以下、本年次大会について概要を報告する。



（中：Schultz IFBEC議長 右：鈴木委員長）

（開催実績）

- 第1回（2010年 1月13日 : ドイツ・ベルリン）
- 第2回（2011年10月19-20日：米国・ワシントンDC）
- 第3回（2012年 9月13-14日：スペイン・マドリッド）
- 第4回（2013年10月15-16日：米国・ワシントンDC）
- 第5回（2014年11月 8- 9日：ベルギー・ブリュッセル）
- 第6回（2015年11月19-20日：米国・ボストン）
- 第7回（2016年11月15-16日：英国・ロンドン）
- 第8回（2017年10月24-25日：米国・ワシントンDC）

1. 第9回年次大会の概要

(1) Opening Remarks

就任4年目となるIFBEC議長のTimothy Schultz氏（Raytheon社）と副議長のDominique Lamoureux氏（Thales社）による開会宣言に引き続き、Eric Trappier氏（欧州航空宇宙工業会：ASD会長、フランス航空宇宙工業会：GIFAS会長、ダッソー・アビエーション会長兼CEO）が次のとおり挨拶した。

- ・IFBEC結成から10年を迎え、地元フランスではAFA（腐敗防止機関）が設立された重要な時期に本会を開催できたことを嬉しく思う。
- ・インドネシアの汚職撲滅への取り組みに注力したスリ・ムルヤニ財務大臣の言葉にあるように「腐敗・マネーロンダリング・脱税等は発展途上国の課題ではなく、グローバルな問題」であり、先進国の産業にとり、企業倫理との統合が戦略的にも重要である

との認識の下、IFBECが設立された。腐敗防止に係るベストプラクティスの共有や常に新しい課題に取り組む企業倫理の存在が、航空宇宙・防衛業界に重要な競争上の優位性をもたらしている。

- ・国際化 (Internationalization) から世界化 (Globalization) に移行し、世論と利害関係者の影響がより重要視され、市民社会では企業に倫理的ビジネスの遂行を求める潮流にある。
- ・IFBECが制定した「航空宇宙防衛産業におけるビジネス倫理の国際原則」で提唱されている腐敗に対する不寛容 (Zero Tolerance to Corruption) に向けて前進するために、以下の3点を提案したい。①公共調達で深刻な問題である「受動的腐敗」の排除のために政府の積極的な支援が必要。②公正な競争環境の中で厳しい競争が行えるように、腐敗防止コンプライアンスプログラムの確実な履行を企業に確認させ、公正な取引環境を構築する。③政府は腐敗防止コンプライアンスプログラムを導入した企業へのインセンティブを与えるべき。

(2) 基調講演：The New Global Governance viewed by the Secretary-General of the Organization of Economic Co-operation and Development (OECD)

(OECD事務総長による新たなグローバルガバナンス)

講演者：Angel Gurria氏 (OECD事務総長)

- ・我々の喫緊の課題は「政府、公的機関、銀行、企業、政治等あらゆる社会機構を腐らせる腐敗」である。最新の世界的な不正行為調査でも回答者の40%が贈収賄と腐敗行為が自国のビジネスで広く発生していると回答している。これは2014年と同じレベルであり、新興国ではさらに52%に伸びている。

- ・このため、OECDは腐敗と戦い、誠実性を高め、公衆の信頼回復のために政府・産業界を次のとおり支援している。

第1は贈収賄との戦いの支援である。OECD贈賄防止条約 (国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約) は世界の輸出の70%を占める全てのOECD加盟国及び8か国の非加盟国が締結している。これらの締結国では贈収賄は違法行為となり、OECDは更に締結国を増やそうと活動している。

第2はコーポレート・ガバナンスの改善への貢献である。OECDはG20とともに、透明性、説明責任、ビジネス健全性・信頼性に係る「G20/OECDコーポレート・ガバナンス原則」の制定 (1999年)・改訂 (2015年) を実施した。また、世界トップ企業の20%を国



(左：会場のプルマン・トゥール・エッフェル・ホテル 右：会議風景)

営企業が占めており、国営企業を対象とした腐敗防止対策指針にも取り組んでいる。他に、多国籍企業に対し、期待される責任ある行動を自主的にとるように勧告するための「OECD多国籍企業行動指針」を1976年に策定し、その普及や照会処理のために各国に「連絡窓口」を設置した他、その補足文書となる「責任ある企業行動に関するOECDデューデリジェンス・ガイダンス」を2018年に発表するなど改訂を加え、OECD諸国が採択している。

これらは航空宇宙・防衛産業にも当てはまる。デンマークの事例では国防省が艦船建造契約においてデューデリジェンスの適用をサプライヤーに要求していなかったため、契約に織り込むよう勧告された。

また、国際租税制度の改革にも力を入れており、「税源浸食と利益移転：Base Erosion and Profit Shifting (BEPS)」プロジェクトを通じ、税制上のルールの明確化、多国籍企業が税法の隙間や非課税国へのシフト等を阻止する活動を行う他、税に関する「自動的情報交換：Automatic Exchange of Information (AEOI)」を開始することを明言した。

- ・ OECDは誠実性 (Integrity) の促進として、毎年「Integrity Forum」を開催し、すべてのステークホルダーを集め、この分野で直面している課題に取り組んでいる。腐敗を社会的に容認できないものにするために文化を変え、人々の行動に責任を持たせることを目指す。現在、世界中の腐敗防止及び誠実なコミュニティとの関わりを促進するために、「Anti-Corruption & Integrity Hub」を開発している。
- ・ OECDは、すべてのステークホルダーと協力して、休むことなく腐敗に対する様々な取り組みを行い、ビジネス行動と実践を改善

していく。

(3) Data Protection Issues (European GDPR, other initiatives)

データ保護問題 (EU一般データ保護規則、その他の取り組み)

・ GDPR成立の背景

GDPRは欧州議会、欧州理事会、欧州委員会が策定した新しい個人情報保護の枠組みであり、成立の背景には3つの理由がある。

第1点は誰もが何らかの個人データの収集と、その効果的な使用を行っていること。個人消費者を対象とするBusiness to Consumer (B2C)に限らず、Business to Business (B2B)の場合も企業は従業員、ビジネスパートナー、サプライヤー、エンドユーザーなど個人データを収集している。

第2点は1995年から運用されてきた「EUデータ保護指令 (Directive)」では各国の法制度と運用に差があり、例えば、英国よりもドイツ、フランスの方が厳しいというように加盟国ごとに差異があった。

第3点は2013年の「スノーデン事件」で米国家安全保障局 (NSA) が極秘に世界中の個人情報を収集していたことが明らかになったことである。

このような背景から、EU内の全ての個人 (市民と居住者) の基本的な人権の保護のために、個人データのコントロールを取戻し、保護を強化することを意図して、EUデータ保護指令に代わり、全てのEU加盟国に共通の法規則として厳格に適用されるGDPRが発効された。

・ GDPR対策のポイント

第1点はデータマッピングである。データマッピングとは我々が持っている個人データを知ること、即ち「個人データの棚卸」と言われる。

個人データの種類、必要理由、誰と共有しているか、どこにあるか、セキュリティ対策実施の有無といった現状の調査を行い、対象を把握する必要がある。

第2点は企業内及び企業全体でのデータ保護文化の普及である。データ保護がいかに重要であるかを従業員が完全に理解していなければ、GDPRの対応が出来ない。

・GDPR発効後の状況

フランスでGDPR発効からデータ保護に関する苦情申し立ての増加が見られ、当局によると約65%の増加となっている。

また、既に複数の大手企業がGDPR違反として提訴されるなど、罰則を支払う可能性が取り沙汰されている。

違反した場合、全世界における年間売上高の4%または2,000万ユーロ（約26億円）のいずれか多い方を制裁金として科される可能性がある。

(4) Transparency International Defence Companies Index : Overview and discussions

トランスペアレンシー・インターナショナル (TI) ・防衛企業腐敗防止指数：概要と議論

・NPO法人であるTIから世界の主要防衛関連企業の腐敗防止への取り組み度を比較してランキングにするDefence Companies Anti-Corruption Index (DCI) の最新調査を行う旨、発表がなされた。

2015年の年次大会参加報告でも記述したが、TIはこれまでも同様の調査を2012年、2015年と実施してきた他、各国政府の国防腐敗防止指数 (Government Defence Anti-Corruption Index) 等の調査・研究を通じて、腐敗・汚職の防止の後押しをしている。DCI2015年版では8社の日本企業が選定さ

れたが、DCI2019年版ではストックホルム国際平和研究所 (SIPRI) が毎年発表する世界の防衛企業ランキングTOP 100、1,000万ポンド以上の輸出国に本社を置く防衛企業を対象にする等の条件が示された。

- ・TIはこれまで武器輸出・取引に対し、腐敗防止と透明性確保が取得・販売の意思決定の中心をなすことや、武器輸出規制の遵守により、腐敗リスク軽減が図られる等の観点からアプローチを行い、前述の各種腐敗防止指数の調査・評価等を実施している。しかし、依然として防衛企業は腐敗疑惑の中にあり、その理由として中東やアフリカ等の腐敗の高リスク市場でのビジネスの増加が挙げられる。
- ・TIは企業のインセンティブ構造・内部調査、政治・政府との関係、サプライチェーン、オフセット契約、現地エージェント、そして市場・企業情報に対して、更なる「透明性」を要求していくと述べた。

(5) 閉会の辞

最後に、Timothy Schultz IFBEC議長からIFBEC立ち上げ（第1回ミーティング：2009年4月）から10年の節目を祝うとともに、改めて、航空宇宙・防衛業界及び関連する利害関係者が企業倫理上の課題、実践に関する情報とベストプラクティスを共有する機会の構築に焦点を合わせることを表明し、閉会となった。

なお、次回（第10回）年次大会は2019年秋に米国で開催される予定である。

2. 所感

今回は企業倫理委員会会員企業とともに参加したところ、IFBEC議長を始め、GIFAS幹部等から大いに歓迎された。日本の航空宇宙・防衛産業各社も積極的に企業倫理に係る

各種活動に取り組んでいるが、欧米の最新動向にも強い関心を寄せていることを改めて認識してもらえたとともに、日本側の参加者も世界の動きや欧米の関係者との交流を通じ、貴重な経験値を上げていただけたと思う。

今後もこの活動を続け、情報共有を図ることで、会員企業の企業倫理活動推進の一助となることを期待する。

3. 補足資料：SJAC企業倫理委員会活動について

(1) AIAとASDは2009年11月にヘルシンキで「航空宇宙産業に関するビジネス倫理の国際原則」(Global Principles of Business Ethics for the Aerospace and Defense Industry：以下、「国際原則」)に調印し、それまで欧米がそれぞれ倫理綱領を定め、個別に実践していたものを、欧米間で共通の企業倫理憲章を持つことに改められた。翌年2010年1月に第1回のIFBEC Annual Conferenceがベルリンで開催された後、欧州と米国で交互に実施されており、今回で9回目の開催となる。

(2) 「国際原則」の主な内容は、

- ① それぞれの企業は社員教育を推進し、内部告発を奨励するための組織を作ること
- ② 汚職防止に関し国際法、ビジネスを展開する相手国の法律や社内規則などを遵守するべく、細目の規定を設けること
- ③ アドバイザーを活用する場合、法遵守の教育を行うとともに、金銭の支払いなどをきちんと管理すること
- ④ 利益相反にならぬよう、各種の法律や規則、命令への遵守を求めること
- ⑤ 企業の秘密の遵守として、自分の属す

る会社の秘密はもちろん、以前属していた会社の秘密をも遵守することなどを求めている。

(3) IFBEC会員は、レイセオン社、エアバス社、サーブ社、サフラン社、ゼネラル・ダイナミックス社、ダッソー・アビエーション社、タレス社、ノースロップ・グラマン社、BAEシステムズ社、ボーイング社、ボンバルディア社、レオナルド社、ロールス・ロイス社、ロッキード・マーチン社等、現在31社から構成されている。

(4) IFBECのミッションは、AIAとASD共通の企業倫理規範である「国際原則」を通じ企業倫理を世界の航空宇宙産業全体に普及させていくことであるが、年に一度の国際フォーラムの開催を通じ、企業、政府、一般団体などの情報交換や最優良事例の発表とともに、双方向の対話を通じ、業界全体の倫理基準の強化を図っている。

(5) SJACの対応としては、

- ① 欧米とともに国際的なビジネス倫理活動を推進していく必要がある。
- ② この活動の基本は、企業の自主的な活動であり、工業会は倫理活動を勧奨するが、管理監督はしない。
- ③ 欧米が倫理活動の推進として重視している贈収賄に焦点を置き、我が国で既に制定されている経団連憲章を参考とする。という考え方をもとに、2008年「航空宇宙産業ビジネス倫理要綱」を策定した。その後、IFBEC年次大会にも参加し、情報収集を行い、会報を通じて会員企業に情報提供を行っているところである。

〔(一社) 日本航空宇宙工業会 国際部部長 川原 亘弘〕